

旦過園 施設利用をご検討のかたへ

旦過園では、雇用されることが困難な障がい者の方に働く場を提供し、ひとりひとりの能力に合わせた技術の習得、日常生活における自立支援を行い就労を目指します。
みなさんの積極的なチャレンジをお待ちしています。

利用可能な方

原則として訓練等給付費の支給決定を受けた方
自立意欲を持ち日常生活上の介護を必要としない障害者の方

利用時間

9 : 00 ~ 16 : 00 (月~金)

休日

土日/祝日
夏期休暇 8 / 15
冬期休暇 12 / 30 ~ 1 / 4

工賃

日額・250円 × 日数 + 出来高を月払いで支給します。
※作業内容により計算方法が異なることがあります。
賞与・年2回(夏季・冬季)業績により支給します。
※参考 月額平均工賃(令和4年度)実績 ¥37,587円

手続き

- ・障害福祉サービスの支給決定後利用契約が必要です。詳しくはご相談ください。
 - ・障害者総合支援法により障害福祉サービス利用料の1割負担が発生します。
- ※ただし、市町村民税非課税の低所得の方は無料に減免されます。